

佐賀県告示第三百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための介護機関として、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための介護機関として、地域包括支援センターを次のとおり指定した。

平成二十三年十二月二十日

佐賀県知事 古川 康

- 一 指定年月日 平成二十二年四月一日
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人守屋福祉会
所在地 神崎市脊振町鹿路二二九〇番地六
- 三 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 神崎市北部地域包括支援センター指定介護予防支援事業所
所在地 神崎市脊振町広滝五五八番地二
サービスの種類 介護予防支援